

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	東庄町 (12349)
地域名 (地域内農業集落名)	神代 (大久保・舟戸・東和田・神田・稲荷入・小貝野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	108.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	108.6 ha
② 田の面積	104.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	23.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	38.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・複数の谷津田で構成され、平坦な地域が少ない。
- ・小貝野から稲荷入、神田の北側周辺は、農事組合法人が大規模な担い手として耕作を行っている。
- ・大久保、舟戸、神田の南側は、認定農業者以外の個人がほとんどの農地を耕作している。
- ・山際の農道は道幅も狭く、大型農機の運搬が制限されるところもある。
- ・アンケート結果より、今後10年間で離農を考えている方もいるため、新たな耕作者の確保が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・小貝野から稲荷入、神田の北側周辺は集積・集約が進んでいるため、今後も進めていく。
- ・大久保、舟戸、神田の南側は個人による耕作も多く、離農を考えている方もいるため、今後地域の農業の担い手を検討する必要がある。
- ・担い手は地域内だけでなく、近隣の地域等から広く受け入れる必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
貸付意向のあった農地について、担い手へスムーズに転貸を図りつつ、担い手への集積を推進。農事組合法人を構成する組合員の高齢化に対応するための人材確保。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現状でも農事組合法人が組織されており団地化・集約化は進んでいるが、さらなる集積(80%)をめざす。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、担い手の耕地の隣接農地の集積や担い手間の農地交換、新規就農者への集積を中心に団地面積の拡大を進め、農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を確認し、貸付意向のあった農地について担い手へスムーズに転貸を図れるよう調整する。
(3)基盤整備事業への取組
農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備については今後検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県や町、JA等関係機関と連携し、担い手の確保のため、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水稻では、農作業の効率化を図るため一部作業を大規模農家へ委託するなど、機械の更新を行わない農家が機械の故障により一部の作業が行えないことを理由に離農することを防ぐための調整に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ③スマート農業に取り組むための圃場整備などについては協議を重ねる。
⑦多面的活動を通じて、農道、水路等の維持管理を地域一体となって取り組むよう努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)					
		経営作物等	経営面積	作業受託 面積	経営作物等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	A	水稻、施設野菜	0.7 ha	ha	水稻、施設野菜	0.7 ha	ha	青磁		
認農	B	施設花き	0.2 ha	ha	施設花き	0.2 ha	ha	若緑		
利用者	C	水稻	4.7 ha	ha	水稻	4.7 ha	ha	青緑		
認農	D	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	黄緑		
利用者	E	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	深緑		
認農	F	酪農	0.2 ha	ha	酪農	0.2 ha	ha	薄緑		
認農	G	水稻	41.5 ha	ha	水稻	41.5 ha	ha	緑		
認農	H	施設	0.4 ha	ha	施設	0.4 ha	ha	紺色		
認農	I	施設野菜	0.4 ha	ha	施設野菜	0.4 ha	ha	橙色		
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
計	9経営体		50.1 ha	0 ha		50.1 ha	0 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。